

浜松市教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について

1 計画の概要(P 2)

(1) 計画の目的

教職員一人一人のライフ・ワーク・バランスの充実と、教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えることで、子供たちの健やかな成長に向けて教育の質の向上を図るとともに、子供たちや子供の成長を支える全ての人たちにとって「価値ある学校」の創造を目指す。

(2) 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで(4年間)

2 これまでの主な取組と本市の現状(P 3～)

(1) これまでの主な取組

P 3 参照

(2) 本市の現状

① 業務改善方針の指標から見る教職員の働き方の現状 ※R6 年度末時点

ア:時間外在校等時間の削減

月 45 時間超の人数 ⇒ R4 年度比 小学校:8.7Pt 減、中学校:3.7Pt 減

年 360 時間超の人数 ⇒ R2 年度比 小学校:13.5Pt 減、中学校:7.2Pt 減

イ:心身の健康の維持《ストレスチェックの結果》

受検率 100% ⇒ 96.4%

総合健康リスク 80 未満 ⇒ 77

高ストレス者の割合(総合健康リスク 100 以上) 5.0%未満 ⇒ 7.2%

ウ:タイムマネジメントを意識した働き方の実施《教員への意識調査結果》

「時間の使い方を意識した働き方に努めている」肯定的な回答割合 100% ⇒ 87.1%

② 教職員の業務に対する負担感や働きがいについて

P 6、7 参照

3 基本的な方向性(P 8～)

(1) 3つの柱

I 教職員が働きやすさと働きがいを感じる学校づくり

II 教職員の心身の健康保持増進

III 多様な人材・主体との連携・協働

(2) 成果指標・目標値

① ライフ・ワーク・バランス

年次休暇 年間取得日数:15 日以上

時間外在校等時間 1 か月あたり 45 時間超・1 年間 360 時間超の教員:0 人

② 心身の健康、業務への負担

総合健康リスク:80 未満 高ストレス者の割合:5.0%未満

③ 仕事のやりがい

ワーク・エンゲージメントに関する調査(※)への回答値:5.0pt 以上

※「働いていると活力があふれてくる」「仕事に熱心に取り組んでいる」「仕事に誇りとやりがいを感じている」の3つの設問に対し、それぞれ7段階《毎日感じる(6pt)～全くない(0pt)》で回答
「5.0pt」は各設問に対し「1週間に数回感じる」状態

(3) 3つの柱に基づく55の取組(P9～)

① 新規《11》

- ・勤務サービス・諸手当のシステム化検討(P9) ⇒ 庶務事務システムの導入
- ・備品管理システムによる管理の効率化(P9)
⇒ 二次元バーコードとタブレット型端末による備品管理
- ・タブレット型端末のロケーションフリー化(P10) ⇒ 研修や出張先等での利用可
- ・学校給食費等 Web 口座振替受付サービスの導入・運用(P10)
⇒ 口座振替登録事務の軽減
- ・浜西市カスタマーハラスメント対策基本方針に基づいた対応(P11)
⇒ 社会通念上許容される範囲を超える行為等への対応強化
- ・学校問題解決に向けた体制強化(P11)
⇒ スクールアトニー、学校問題解決支援コーディネーター配置検討
- ・教頭アシスタントの配置(P12) ⇒ 大規模校への配置
- ・学校外プール施設等の活用(P14) ⇒ 水泳授業を民間施設等のプールへ移行
- ・学校施設の施設形態のスマート化(P14)
⇒ 施設改修時に併せたドアの施錠・解錠システムの導入
- ・柔軟な教育課程の編成・実施に向けた検証(P15) ⇒ 調整授業時数制度の研究
- ・部活動の地域展開の推進(P19) ⇒ 令和8年9月から休日部活動を地域クラブへ移行

② 拡充《13》

- ・家庭・地域に対する働き方改革の周知啓発(P9) ⇒ 広報の強化
- ・統合型校務支援システムの運用(P10) ⇒ 家庭環境調査票・健康調査票のデジタル化
- ・自動採点システムの導入(P10) ⇒ 導入校の増
- ・学校電話機への通話録音、非通知機能等の追加(P11) ⇒ 導入校の増
- ・多様な支援スタッフの配置(P12) ⇒ 増員
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣(P12) ⇒ 増員
- ・部活動指導員の配置(P12) ⇒ 増員
- ・勤務時間を意識した登下校時間等の見直し(P13) ⇒ 産業界等への協力依頼
- ・連絡アプリを活用した効果的・効率的な情報収集と発信(P13) ⇒ 機能の拡充
- ・健康診断・ストレスチェックの実施と分析(P16) ⇒ 健康診断結果データの分析
- ・セルフケア意識向上に向けた研修の実施(P16)
⇒ 研修内容の見直し・メンタルヘルスに関する研修の新設
- ・男性育児休業の取得促進(P17) ⇒ 制度周知・制度利用意向確認の徹底
- ・学校運営協議会を活用した地域と学校の連携促進(P18) ⇒ 働き方改革に関する熟議

5 今後の予定

令和8年3月24日	教育委員会定例会審議・策定
3月下旬	学校へ通知
4月～	計画開始
	保護者、地域、教職員への周知

浜松市教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

あかるく・いきいき・みりょくある
学校創造プラン
(案)

2026年3月策定

浜松市教育委員会

教職員が生き生きと働くことができる環境を作ることが
価値ある学校の創造につながると考えています。

学校は子供たちのためにあり、
そこで働く教職員一人一人がそれぞれの強みを生かして
働きがいを感じる職場づくりを推進することは、
必ず子供たちの成長につながると信じています。

浜松市教育長 野秋 愛美

目 次

第1章 計画の概要

1 策定の背景	2
2 計画の目的	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象	2
6 計画のマネジメント	2

第2章 これまでの主な取組と本市の現状

1 これまでの主な取組	3
2 本市の現状	4
(1)業務改善方針の指標から見る教職員の働き方の現状	
(2)教職員の業務に対する負担感や働きがいについて	

第3章 基本的な方向性

1 3つの柱	8
Ⅰ教職員が働きやすさと働きがいを感じる学校づくり	
Ⅱ教職員の心身の健康保持増進	
Ⅲ多様な人材・主体との連携・協働	
2 成果指標・目標値	8
(1)ライフ・ワーク・バランス	
(2)心身の健康、業務への負担	
(3)仕事のやりがい	
3 3つの柱に基づく55の取組	9
Ⅰ教職員が働きやすさと働きがいを感じる学校づくり	
(1)家庭・地域への理解促進	
(2)教育DXの推進	
(3)学校・教職員への過剰な要求への対応強化	
(4)チーム学校の実現に向けた体制整備	
(5)負担軽減・業務の効率化の推進	
(6)学校施設等に係る管理の負担軽減	
(7)柔軟な教育課程の編成や指導体制の充実	
Ⅱ教職員の心身の健康保持促進	
(1)安全衛生管理の徹底	
(2)柔軟な働き方と休暇取得の促進	
(3)相談体制の充実	
Ⅲ多様な人材・主体との連携・協働	
(1)多様な人材・主体との連携・協働	
(2)部活動の地域展開の推進	



【参考】取組一覧	20
----------	----

第1章 計画の概要

1 策定の背景

教職員が担う業務はかつてないほど多様化、複雑化しており、学校における長時間労働が課題となっています。こうした状況から、平成31年1月の中央教育審議会答申(※1)や3月の文部科学事務次官通知(※2)において、学校における働き方改革に関する取り組むべき方策が示され、必要となる取組の徹底が求められました。

本市では、平成29年度から、学校における働き方改革に関する推進部会を設置して教職員の負担軽減に向けた協議を開始し、平成30年3月に「今できることは直ちにやる」という認識のもと、「学校における働き方改革のための業務改善方針」(以下「業務改善方針」という。)を策定し、時間外在校等時間の削減や心身の健康の維持、教職員の意識改革に取り組んできました。

そして、令和7年6月「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の改正、9月には「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が改正がされ、教職員の時間管理と健康確保が法的義務に強化されました。

本計画は、こうした国の動きや本市のこれまでの取組成果や課題を踏まえ、現在の業務改善方針を見直し、学校における働き方改革に関する取組をさらに推進するため策定するものです。

- ※1 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」
- ※2 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」

2 計画の目的

教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの充実と、教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えることで、子供たちの健やかな成長に向けて教育の質の向上を図るとともに、子供たちや子供の成長を支える全ての人たちにとって「価値ある学校」の創造を目指します。

3 計画の位置付け

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」であるとともに、第4次浜松市教育総合計画における施策3「教職員がいきいきと働ける環境の整備」の具体的な取組を示すものです。

4 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで(4年間)

5 計画の対象

浜松市の市立小中学校、高等学校の教職員を対象としています。

6 計画のマネジメント

- ・本計画の取組状況や目標の達成状況等を踏まえ、有識者等の意見を参考にしながら評価・検証を行い、必要に応じて見直しを図る等、次年度以降の取組推進につなげます。
- ・取組を着実な実行を図るため、時間外在校等時間の状況等を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告します。

第2章 これまでの主な取組と本市の現状

本市では、業務改善方針に基づき、取組を推進してきました。ここでは、令和2年度から令和7年度までの主な取組と成果、本市の現状を示します。

1 これまでの主な取組

<p>システムを活用した 出勤管理</p> <p>⇒ 時間外在校等時間を客観的に把握し、勤務実態に応じた情報提供・指導を実施</p>	<p>時間外の電話に対する 自動音声対応の実施</p> <p>⇒ 保護者・地域の理解・協力により、電話対応に係る時間を削減</p>	<p>学校と保護者間の 連絡アプリの導入</p> <p>⇒ 災害時における緊急連絡を保護者へ迅速に送信 学校だよりやアンケート調査等をペーパーレス化</p>
<p>学校給食費の公会計化</p> <p>⇒ 徴収管理事務の一元化により、教職員の事務作業や未納者対応等に係る時間を削減</p>	<p>学校開放事業の スマート化</p> <p>⇒ 学校を介しない施設予約システムやキャッシュレス決済等の仕組みの導入により、教職員の負担を軽減</p>	<p>はままつ式 30人学級編制の実施</p> <p>⇒ 該当学校への30人学級対応職員を配置 (配置率100%)</p>
<p>長期休業期間における 学校閉庁日の実施</p> <p>⇒ 学校閉庁日の実施により、教職員の心身のリフレッシュを図る休暇取得を促進</p>	<p>コミュニティ・スクールの 全校導入</p> <p>⇒ 学校運営協議会での議論に基づく具体的な学校支援を展開することで、教育活動の充実や教職員の負担を軽減</p>	<p>スクールロイヤーによる 法的相談体制の強化</p> <p>⇒ 法的相談や法的対応力の向上を図る講義・研修の実施により、トラブルの未然防止と教職員の心的負担を軽減</p>
<p>SCやSSWの配置 各種支援員の配置</p> <p>⇒ 多様な専門人材との連携により、教職員の心理的安全性の確保と保護者の学校への理解が向上 (R6:SC 65人、SSW 20人)</p>	<p>部活動指導員の配置</p> <p>⇒ 中学校・高校教職員の多忙化の解消、休日部活動の地域展開を見据えた地域との連携強化</p>	<p>校務アシスタントの配置</p> <p>⇒ 市立小中学校、高校に配置、教職員の業務負担を軽減し、子供と向き合う時間や教材研究・授業準備の時間を確保 (R6:165人)</p>

SC:スクールカウンセラー
SSW: スクールソーシャルワーカー

2 本市の現状

(1)業務改善方針の指標から見る教職員の働き方の現状

①時間外在校等時間の削減

原則 月45時間以内・年360時間以内

《小学校》

項目		R2	R3	R4	R5	R6	R6-R2
月45時間超	延人数 (人)	11,393	11,435	10,962	9,257	8,458	△ 2,935
	割合	-	-	37.5%	31.4%	28.8%	△8.7Pt※
年360時間超	延人数 (人)	1,763	1,731	1,671	1,535	1,448	△ 315
	割合	70.7%	69.6%	66.5%	59.3%	57.2%	△13.5Pt

※R3以前の数値がないためR6-R4で算出

《中学校》

項目		R2	R3	R4	R5	R6	R6-R2
月45時間超	延人数 (人)	9,518	10,297	9,938	10,057	9,459	△ 59
	割合	-	-	54.5%	54.1%	50.8%	△3.7 Pt※
年360時間超	延人数 (人)	1,186	1,192	1,108	1,187	1,127	△ 59
	割合	77.8%	77.3%	76.0%	74.7%	70.6%	△7.2 Pt

※R3以前の数値がないためR6-R4で算出

小中ともに減少傾向にあるものの目標には届いていない。

②心身の健康の維持

- ・ ストレスチェック受検率 100%
- ・ 総合健康リスク 80未満
- ・ 高ストレス者の割合 5.0%未満

《ストレスチェックの結果》

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R2
受検率	95.2%	95.9%	96.1%	95.6%	96.4%	1.2 Pt
総合健康リスク	78	79	79	78	77	△1.0 Pt
高ストレス者 (総合健康リスク100以上)	5.0%	5.9%	6.5%	6.7%	7.2%	2.2 Pt

コロナ禍以降、高ストレス者の割合が増加傾向。

③タイムマネジメントを意識した働き方の実施

「教職員への意識調査」の設問
「時間の使い方を意識した働き方に努めている」に
肯定的な回答をした教職員の割合 100%

校種	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R2
小学校	87.6%	87.8%	85.4%	87.8%	87.8%	0.2 p
中学校	84.3%	83.1%	84.5%	84.3%	85.9%	1.6 p
全体	86.3%	86.0%	85.0%	86.5%	87.1%	0.8 p

教職員の意識は、ほぼ横ばいの状況。

(2)教職員の業務に対する負担感や働きがいについて

令和7年に改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」という。)では、「教育職員の働きやすさと働きがいの両立」、「事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手の積極的な参画」が求められています。

これを踏まえ、本市の教員と学校事務職員へ業務に対する負担感や働きがいに関するアンケート調査を実施しました。

①教員（校長、教頭、主幹・教務主任・教諭・養護教諭・栄養教諭）

《令和7年8月実施》

【負担が大きく、働きがいを感じにくい業務】

(1) 学校運営・施設管理に関する業務

- 外部からの調査に関する業務
- プールの管理等に関する業務
- 家庭からの提出物の回収業務
- 会計業務に関する業務（学年会計、教科等での発注・購入）
- 施設管理・施設点検等、校内の施設設備管理業務（施設貸し出し業務含む）
- 備品・薬品等の準備・管理等に関する業務
- 学校外からのお知らせ・配付物等の受付・配付

(2) 生徒指導・健康安全に関する業務

- 保護者・地域・外部団体（協働センター等）が主催する行事への児童生徒の引率・指導
- 熱中症対策業務
- 児童生徒の出欠管理、健康安全に関する業務（保護者連絡・確認等含む）
- 部活動等に関すること（指導・引率・事務等）
- 登下校に関する対応（登下校指導、あいさつ運動、通学バス対応等）

(3) 教育課程・学習指導に関する業務

- 成績処理等に関する業務（通知表作成・指導要録作成等）
- 自習監督等の助勤業務
- 教材（補助教材）の選定・採択・公表業務



(4) 連絡や調整、広報に関する業務

- 保護者・地域・外部からの相談、要望、問い合わせ等への対応（電話・メール・面会対応）
- 保護者・地域等のボランティア、支援員等との連絡調整業務
- 学区等の防犯活動への参加
- 学校からのお知らせ・たより等作成、配付・発信業務

・多岐にわたる業務に追われ時間的な余裕がないため、多くの業務に負担を感じている。

②学校事務職員 《令和7年12月実施》

【負担に感じる業務】

- (1) 学校事務センターで集中処理する職務
 - ・ 年末調整事務
 - ・ 諸手当確認
 - ・ 会計年度任用職員の報酬の計算及び支給
- (2) 各学校の事務職員が担当する職務
 - ・ 学校徴収金
 - ・ 物品管理
 - ・ 人事服務：服務関係事務
- (3) 教員と協働して担当する業務
 - ・ 学年会計
 - ・ 教科書



- ・ 学校事務に加え電話や来客対応等、一人で多様な業務を担っている。
- ・ 会計処理や服務関係事務等、正確性を求められる業務が多く、短期間で処理しなければならない業務に負担を感じている。
- ・ 特に学校徴収金の滞納対応には、心理的な負担を感じている。

《参考》文部科学省 令和7年9月26日通知『学校と教師の業務の3分類』

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。